大阪府感染症予防計画（案）の概要～新型コロナ対応を踏まえた新興感染症への主な対応～

【予防計画のポイント】

**<計画改定の趣旨>**

■**新型コロナに関する取組みを踏まえ、**改正感染症法(R4.12公布）により、**次の感染症の危機に備えるため、以下の点を見直し**

①**保健・医療提供体制に関する記載事項を充実させ、「平時」からの対策と「有事」の対応を明確化**

②医療提供体制、検査体制、宿泊療養体制、物資の確保、人材の養成及び資質の向上、保健所の体制整備について**数値目標を設定（協定締結により実行性を担保）**

**<計画開始期間＞** 令和６年度～（国の基本指針は６年（医療提供体制等は３年）ごとに再検討を加え、必要時に変更）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基本的な考え方 | 「平時」からの対策 | 「有事」の対応（新興感染症の発生・まん延時） |
| １.感染症の特性やフェーズに応じた準備 | **■新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症（「新興感染症」）を想定し、感染フェーズに応じた対応** |
| ・医療機関等との協定締結 　　・府による新興感染症に備えた訓練の実施　　**■専門家からの助言等を反映した取組みの推進**＜独自＞ **■府民等への啓発** | ・府対策本部会議の設置・運営による総合的対策の推進＜独自＞**■専門家からの助言等を反映した取組みの強化**＜独自＞**■府民等への啓発・差別等の解消と相談窓口の設置** |
| ２.病原体等の調査研究や検査の円滑化 | ■**地衛研による検査体制の整備と検査機能の向上　　　　　　　　　　【数値目標①】**■**民間検査会社等との協定締結　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【数値目標②】****■大安研の機能強化**（大学等との連携、行政機関への助言・提言、　　環境サーベイランス研究の推進）＜独自＞  | ■**地衛研による検査の実施（発生初期）**　(大安研は民間検査会社参入等に伴いゲノム解析等に重点化)■**協定に基づいた検査の実施（発生初期後）****■地衛研による病原体等の調査研究等****■大安研による最新の知見・情報を踏まえた助言・提言**＜独自＞ |
| 3.有事を想定した医療・療養体制の整備 | **■医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）との協定締結**・医療機関間での機能・役割分担に基づいた協定締結（健康観察含む）　・流行初期に病床確保・発熱外来に対応する医療機関への減収補填　・個人防護具の備蓄の働きかけ（※府でも備蓄）　　　　　　　　　　　**【数値目標③】****■民間宿泊業者等との協定の締結と施設運営体制の検討**　・施設確保協定と業務マニュアルの整備や人材確保協定締結の検討＜独自＞**【数値目標④】****■協定締結等による消防機関や民間救急等と連携した移送体制の****整備**＜独自＞**外来受診における民間移送機関と連携した体制整備**＜独自＞**■新型コロナの対応を踏まえた有効な対策の検討**＜独自＞　・臨時の医療施設の設置・運営マニュアルの整備　等 | **■協定に基づいた医療の提供**（病床確保、発熱外来、自宅・宿泊療養者や高齢者施設等及び　　障がい者施設等へのオンライン・往診等による医療提供、後方支援、　　人材派遣）**■協定に基づいた宿泊施設の開設・運営**■**消防機関等との協定等による移送等の実施**＜独自＞**■新型コロナの対応を踏まえた有効な対策の推進**・入院調整の府への一元化の検討＜独自＞　・臨時の医療施設の設置の検討＜独自＞　・診療型宿泊療養施設等の設置の検討＜独自＞　・外出自粛対象者からの相談体制の府への一元化の検討＜独自＞　・健康観察や生活支援等による療養環境の整備　　　　　 |
| ４.感染症人材の養成・資質向上 | ■**行政や医療機関等における感染症人材の研修・訓練等による育成****■大学等と連携した医療関係職種の養成等****■保健所による地域ネットワーク等と連携した医療機関等での研修等****への支援**＜独自＞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 **【数値目標⑤】** | **■新興感染症発生及びまん延時における診療等の体制強化に****向けた研修等の実施** |
| ５.保健所の計画的な体制整備 | **■ICT の導入など、業務効率化の積極的な推進****■感染拡大を想定した設備等の検討****■応援体制の検討　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【数値目標⑥】** | **■業務の重点化・効率化、府への一元化等の実施**＜独自＞**■本庁等による応援人材の派遣等** |
| ６.各施設における対応力の向上 | **■施設における平時からの感染対策等の徹底****■地域ネットワークを活用した感染予防対策の推進**＜独自＞**■高齢者施設等における連携医療機関等との連携強化**＜独自＞**■高齢者施設等及び障がい者施設等への医療提供に係る医療機関****との協定締結　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　【数値目標③】** | **■医療機関による地域の医療機関のネットワークを活用した****感染症の発生・拡大防止の対策****■保健所による高齢者施設等や障がい者施設等への感染制御** **に係る支援**＜独自＞**■協定に基づいた高齢者施設等及び障がい者施設等への****医療の提供** |
| ７.予防接種による発生・まん延防止 | **■予防接種に関する正しい知識の普及** | **■予防接種法に基づく臨時の予防接種の推進**＜一部独自＞ |

【数値目標（令和５年10月25日時点）】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①・②【検査体制】 | 流行初期 | 流行初期経過後 |
| 地方衛生研究所 | 808件/日 | 758件/日 |
| 保健所等 | 530件/日 | 530件/日 |
| 医療機関等（※） | 24,158件/日 | 64,803件/日 |
| 合計 | 25,496件/日 | 66,091件/日 |
| (※)定性的な協定を締結することとなった民間検査機関においては、当該機関が保有する検査実施能力（全国から受託可能な検査実施能力）を計上 |
| ③【病床確保】 | 流行初期 | 流行初期経過後 |
| 重症病床 | 259床 | 368床 |
| 軽症中等症病床 | 2,360床 | 3,948床 |
| ③【発熱外来】 | 流行初期 | 流行初期経過後 |
| 発熱外来数 | 2,148機関 | 2,273機関 |
| ③【医療提供】 | 流行初期 | 流行初期経過後 |
| 自宅療養者への提供 | 合計:5,032機関病院・診療所:1,374薬局:2,946訪問看護:712 | 合計:5,146機関病院・診療所:1,374薬局:3,002訪問看護:770 |
| 宿泊療養者への提供 | 合計:3,512機関病院・診療所:508薬局:2,670訪問看護:334 | 3,579機関病院・診療所:509薬局:2,710訪問看護:360 |
|  | 診療型宿泊療養施設での医療 | 病院：５病院 | 病院：6病院 |
| 高齢者施設等への提供 | 4,036機関病院・診療所:746薬局:2,741訪問看護:549 | 4,104機関病院・診療所:730薬局:2,770訪問看護:604 |
| ③【後方支援】 | 流行初期 | 流行初期経過後 |
| 感染症以外の患者受入 | 241機関 | 252機関 |
| 転院受入 | 284機関 | 317機関 |
| ③【人材派遣】 | 流行初期 | 流行初期経過後 |
| 医師 | 延べ331人 | 延べ341人 |
| 看護師 | 延べ580人 | 延べ589人 |
| その他 | 延べ325人 | 延べ334人 |
| ④【宿泊施設】 | 流行初期 | 流行初期経過後 |
| 確保居室数 | 13,625室 | 17,087室 |
| ⑤【人材養成】 | 研修等の回数 |
| 感染症医療担当従事者等、保健所職員、本庁職員 | 年１回以上 |
| ⑥【保健所体制】 | 流行開始から１か月に想定される業務量に対応する人員確保数 |
| 合計 | 2,283人府管轄保健所585人(各65人)、大阪市700人、堺市220人、東大阪市177人、高槻市104人、豊中市98人、枚方市124人、八尾市92人、寝屋川市85人、吹田市98人 |

1